

とまり木 規約

(名称)

第1条 この会の名称をとまり木（以下「本会」という）とする。

(目的)

第2条 本会は以下の目的で組織される。

- (1) みんながあたたくつなされる場所の提供
- (2) 子どもの成長と子育ての支援

(事業)

第3条 本会は2条で定められた目的達成のため、以下の事業を行う。

- (1) 子どもの居場所づくり事業
- (2) 子どもへの学習サポート事業
- (3) 食育や子ども食堂事業
- (4) 家庭教育支援事業
- (5) キャリア教育事業
- (6) さまざまな年齢層の交流・体験事業
- (7) 上記事業を行うために必要と思われる事業

(会員)

第4条 本会の会員は以下のように定める。

- (1)種別 ①正会員：本会の目的に賛同して活動するために入会した個人で、総会において議決権を有する。
②賛助会員：本会の目的に賛同して活動を支援する個人で、総会において議決権を有さない。
③パートナーシップ会員：本会の目的に賛同し協働する企業及び団体で、総会において議決権を有さない。
- (2)入会 入会申込書により会長に申込む。
- (3)会費 ①正会員 年会費 3,000 円
②賛助会員 年会費 1,000 円
③パートナーシップ会員 年会費 10,000 円
④年会費は入会月に関わらず3月末での更新とする。
- (4)会員の資格喪失 ①退会届の提出があったとき
②本人が死亡又は会員である団体が消滅したとき
③継続して2年以上会費を滞納したとき
④入会申込書に記された順守事項に違反したとき
- (5)退会 別に定める退会届を会長に提出して任意に退会することができる。
- (6)抛出金品の不変換
すでに納入した会費その他の抛出金品は返還しない。

(役員・監査)

第4条 本会の役員は以下のように定める。

- (1)種別・定数 ①役員 10名以内
②顧問 若干名
③監事 3名以内

役員のうち会長1名、副会長1名、会計1名とする。役員及び監事は、役員会で推薦し、総会において承認を受ける。

- (2)任期 役員・監事の任期は2年。ただし再任を妨げない。

(総会)

第5条 総会は、毎事業年度1回その他、役員会の求めに応じ開催する。

- (1)構成 正会員をもって構成し、議長は会長が行う。

- (2)権能 ①事業報告及び収支決算
②事業計画及び収支予算
③規約の変更
④役員承認に関する事
⑤その他運営に関する重要事項

- (3)議決 総会の議事の議決は、正会員総数の過半数からなる総会において、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長がこれを決定する。

(役員会・部会)

第6条 本会は事業の運営にあたり役員会と、事業の具体的な実施にあたり部会を組織する。

- (1)役員会 ①構成 役員をもって構成する。
②開催 円滑な事業遂行のため月に1回程度開催する。
③議決 出席役員過半数をもって議決する。
④議事録を作成する。

- (2)部会 ①設置 具体的な事業の実施にあたり部会を置く。
②構成 役員を含む事業にあたる正会員で構成する。
③開催 必要に応じて開催する。

(資産・会計)

第7条 本会の資産は会計が管理し、その管理方法は役員会にて別に定める。

- (1)資産の構成 ①設立時に所有している預貯金等
②会費
③事業に伴う収益
④助成金・補助金
⑤財産から生じる収益
⑥寄付金品等

- (2)事業報告・決算

会計は事業開催ごとに収支報告書を作成する。

(事業年度)

第8条 本会の事業年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(規約の改定)

第9条 規約の変更は役員会で過半数の同意をもって行い、総会で承認する。

(事務局)

第10条 本会の事務局は以下に置く。

群馬県みどり市大間々町大間々1649-1 赤城興産株式会社内

(細則)

第11条 規約の施行について必要な細則は役員会で議決する。

(設立)

第12条 2016年10月9日

会 長	板谷 章子
副会長	山同 善子
会 計	板橋 紀子
役 員	柏瀬 久美子
	齋藤 由起子
	寺田 恵美子
監 事	木村 恵
	小幡 依都子
顧 問	新井 博介
	石原 享夫
	松崎 靖